

論文要旨

氏名 _____ 藤井 可 _____

論文題目（外国語の場合は、和訳を併記すること。）

_____ 生命倫理学理論としての生命中心主義の再構築 _____

論文要旨（別様に記載すること）

- (注) 1. 論文要旨は、A4版とする。
2. 和文の場合は、4000字から8000字程度、外国語の場合は、2000語から4000語程度とする。
3. 「論文要旨」は、フロッピーディスク（1枚）を併せて提出すること。
（氏名及びソフト名を記入したラベルを張付すること。）

生命倫理学理論としての生命中心主義の再構築

藤井 可

本論文の章立て

序章

第 I 章 従来の生命倫理学理論

第 II 章 環境倫理学とテイラーの生命中心主義の概観

第 III 章 生命中心主義の再構築

第 IV 章 人間中心主義的生命中心主義による生命倫理問題の検討

終章

論文要旨

この博士論文の目的は、従来、環境倫理学の理論として用いられてきた生命中心主義の枠組みの対象を拡張し、生命倫理学の問題を考察する際の理論として用いることである。本論文で提示する生命中心主義とは、生物がおこなっている生命に関する正の価値付けを重視する倫理学の立場である。この考え方においては、道徳的判断主体者は、生物が持つ欲求や利害関心に対して道徳的配慮をおこなうべきであるとされる。

西洋では常々、正・不正、善悪の境界線を明確にするための基準が重視されてきたように思われる。倫理学の議論においては、まず白人の成人男性を道徳の中心に据え、そこから徐々に道徳的配慮の対象を拡張していくことが試みられた。そのため、議論を重ねるたびに、〈白人成人男性と白人成人女性〉、〈白人とそれ以外の人種〉、〈成人と子ども〉、または〈人間とそれ以外の生物〉、〈パーソンとそれ以外の生物〉、〈有感生物とそれ以外の生物〉などの間に境界線が再設定されることとなった。

そのような西洋倫理学の影響を受けた従来の生命倫理学の議論は、主に SOL (Sanctity of Life; 人間の生命の神聖性説) の教説や、功利主義の理論によって導きだされた、原理・原則に基づいておこなわれてきた。これらの倫理(学)理論は、いずれも人間を中心とした議論に端を発し、人間同士あるいは生物の中に何らかの境界線を引くことで成立してきた。例えば SOL の教説では、人間とそれ以外の生物の間に明瞭な境界線が引かれている。功利主義は有感生物と無感生物の間、更に、自己意識を持つパーソンと非パーソンとの間に線を引き、道徳的配慮の対象を限定してきた。幸いにも道徳的配慮の対象として分けられた生物は、生存に対する権利やその選好に対して配慮される権利を付与される。一方、道徳的配慮の対象から除外された生物は、それ自身としての権利は持たず、道徳的配慮の対象として分けられた生物のための手段や道具として扱われる。このように、これらの議論は、線の左右に分かれた生物の間に、鋭敏な生命の対比を生じさせるという問題をもたらした。

このような線引きをおこなうことは、自然環境問題について考察する際にも人間 対 自然

環境」という二項対立構造を生みだしている。そして学問の領域においても、〈人間を中心とした生命倫理学〉と、〈自然環境を重視した環境倫理学〉という二つの分野が、別々の理論のもとに発展を遂げることとなった。

人間の価値を中心とした恣意的な線引きによって、生物学的生命体の地位が明瞭に分れていることに対する違和感については、これまでの環境倫理学の中でも批判的に論じられてきた。その違和感は、同じ生命をもったものを考察の対象として包含するはずの生命倫理学と環境倫理学が、まったく違う分野として並立していることに対しても向けられうると考える。しかしながら、そのことを指摘し、両分野を生命という価値によって統合しようと試みた議論はこれまでほとんど存在しなかった。

本論文の目的は、生命中心主義を生命倫理学理論として再構築することであるが、この考察は、生命中心主義という枠組みを用いて生命倫理学と環境倫理学を統合することにもつながる。生命という価値を中心に据えれば、個別的な患者の選好の充足を配慮する際にも、人間も含めたすべての生物に対する公正な道徳的態度を探究する際にも、同一の基準で考察することができる。そのことによって、生命倫理学と環境倫理学の対立構造と、それがもたらす論理的矛盾は解消されうらうらう。

その際にはまず、P. テイラーらによって提示されてきた従来の環境倫理学理論としての生命中心主義が、自らを「人間非中心主義的生命中心主義」と主張してきたことを覆す必要がある。何故なら、人間を主な配慮の対象としてきた従来の生命倫理の問題を再検討する際に、人間を配慮の対象としないような理論を用いることは不可能であるからである。道徳的配慮の対象としての人間の優位性を放棄したとしても、道徳的価値判断の主体としての人間の特異性は、いかようにしても否定することができない。その点において、テイラーらの生命中心主義に付けられた「人間非中心主義的」という冠は、そもそも環境倫理学の理論としてであっても不適切であったと考える。そこで本稿では、ステルバやワトソンによる旧来の生命中心主義への批判を踏まえた上で、生命倫理学の理論としても環境倫理学の理論としても用いることができる、新しい「人間中心主義的生命中心主義」の枠組みを提示したい。

そのような人間中心主義的生命中心主義的の考え方に沿って生命倫理問題を再検討することによって、上述したような生命の対比の問題のうち、いくつかの項目について整理することが可能となる。その中には、従来のパーソンを中心とした生命倫理学では答えを定めることができなかった、実験動物やヒト胚、胎児、判断能力喪失者のあつかいといった、生命倫理の境界領域の問題も含まれる。他の生物同様に、これらの境界領域に位置する存在に関しても、彼らを生命という価値付けをおこなっているひとつの生物体としてみなすことによって、彼らへの一定の道徳的配慮の姿勢を支持することができるようになるものと考えられる。

すなわち、人間中心主義的生命中心主義を提示すること、人間中心主義的生命中心主義を生命倫理学の理論として用いること、および、人間中心主義的生命中心主義を通じて、環境倫理学と生命倫理学の統合を示唆することにおいて、本研究は新規性と独自性をもつものであり、したがって博士論文として意義があるものと考えられる。

本論文の全体の流れは次のとおりである。まず、第 I 章においては、これまでの主な生命倫理学を概観した。はじめに、「ヒポクラテスの誓い」的な医の倫理から、医学研究の倫理、患者の権利擁護論、科学技術の進展に伴う応用倫理学の発展に至るまでの、生命倫理学の歴史をたどった。次に、現代の生命倫理学の代表的な方法論として「原則主義的アプローチ」を紹介し、さらにその方法論の原則を導き出しているような生命倫理学の理論として、SOL と功利主義を紹介した。SOL の立場は、人間の身体的生命の神聖性を重視する立場である。功利主義は最大化主義的単純加算主義的福利主義的帰結主義を示す立場であり、生命倫理学の中では更に、自己意識を持つ理性的存在(パーソン)の特異性と、有感生物への道徳的配慮に関する主張が重視される。最後に、それらの従来主な生命倫理学の理論が生物の間に境界線を引くことによって人間の行為を正当化してきたことが、人間を含めた生命の中に優劣を設けるような生命の対比をもたらしたことを指摘し、その問題点を乗り越えるためには生命そのものを中心に据えた枠組みが必要であることを示した。

第 II 章では、環境倫理学とテイラーの生命中心主義の概観をおこなった。まず、環境倫理学の成立の背景を踏まえた上で、動物への道徳的配慮に関する諸立場(動物倫理)の議論を例に、環境倫理学の代表的な考え方を紹介した。それらは、(1)極端な人間中心主義的立場、(2)動物の保護、(3)動物の福祉、(4)動物の権利、(5)動物の解放、(6)生命中心主義的な立場、(7)生命圏共同体を重視した立場の七領域にわたる。

次に、動物倫理の議論にかかわる理論のひとつでもあった生命中心主義について、テイラーの *RESPECT FOR NATURE a theory of Environmental Ethics* (1986)、及び、*Environmental ethics* 誌に掲載されたテイラーの論文をてがかりに詳述した。テイラーは環境倫理学において「自然の尊重(Respect for Nature)」という態度を支持し、その態度を構成するものとして、「尊重という道徳的態度そのもの」、「生命中心主義的な自然観」、「倫理的な基準と規則の体系」を挙げた。そこでは、自然そのものや生物、自然物には「内在的価値(inherent worth)」が備わっているという考え方が前提されている。テイラーは、「尊重の態度」と「生命中心主義的自然観」を自然に対して実際に適用する際の倫理体系を為す、規則や原則に関しても言及し、環境倫理学において人間が果たすべき義務に関する 4 つの規則として、「無危害の規則」、「無介入の規則」、「誠実の規則」、「回復的正義の規則」を挙げた。そして、人間同士の倫理における義務と、環境倫理学における義務との衝突によって競合する主張が生じた際に、それらの競合を公正に調停するための原理として、「自衛の原理」、「比例性の原理」、「最小悪の原理」、「分配的正義の原理」、「回復的正義の原理」の 5 つを提示した。このようなテイラーの生命中心主義の枠組みは義務論であり、且つ、道徳的主体者の徳性を重視する徳倫理でもあると解釈できる。

テイラーによる生命中心主義の提示を踏まえ、最後に、環境倫理学の理論としての生命中心主義に向けられた批判を検討した。その中には、生物と生命の概念規定の欠落に対する批判、内在的価値概念への批判、人間中心主義的な偏りへの批判、「である」から「べき」を導いていることへの批判、生態学のとらえ方の妥当性への批判、実践の難しさに対する批判

が含まれている。

第 III 章では、第 II 章で挙げられた生命中心主義への批判に応えながら、生命中心主義の枠組みを修正し、人間中心主義的生命中心主義を提示することを目指した。まず生物学的な知見に基づいて、テイラーの議論の中で欠落していた生物と生命の定義付けをおこなった。次に、環境倫理学が公理として採用してきた内在的価値概念を放棄し、見田の定義による「主体の欲求を満たす客体の性能」としての価値概念を採用した。そしてヘアの「価値を持つものの三分区」を用いて、すべての生物を、価値付けをおこなう価値主体として設定し、それらの生物自身およびそれらの生物が抱く利害関心を道徳的配慮の対象とした。更に、人間中心主義的生命中心主義の原則として、ステルバが提案した「道徳的主体に適用される 5 原則」(「防衛の原則」、「非防衛の原則」、「自己保存(のための侵害)の原則」、「不可侵の原則」、「調整の原則」)を採用し、人間中心主義的生命中心主義において道徳的判断の主体者である人間に課される義務を考察し、新しい人間中心主義的生命中心主義の概観を示した。

第 IV 章の冒頭では、生命倫理学理論として人間中心主義的生命中心主義の特徴を確認し、道徳的主体に課される 5 原則(「防衛の原則」、「非防衛の原則」、「自己保存(のための侵害)の原則」、「不可侵の原則」、「調整の原則」)が、生命倫理の問題に関しても環境倫理のときと同様に適用可能であることを示した。次に、生命中心主義的生命倫理と標準的なパーソン中心主義的生命倫理との比較をおこなった。パーソン中心主義的生命倫理においても生命中心主義的生命倫理においても、道徳が適切に発揮されるための前提条件として、道徳的判断主体である人間にとって適切な道徳的判断をおこなうことができる状況が必要とされていることは同じである。けだし、パーソン中心主義的生命倫理と、生命中心主義的生命倫理の違いは、両者が目指している目的の設定の相違にあった。パーソン中心主義の立場は、パーソンである個体の「自律」、「自由」、「自己決定」や、パーソンの集団によって構成される社会の内部での「正義」、「公正」といったことを重視し、基本的にはパーソンのみを道徳的な配慮の対象として設定していた。しかし、生命中心主義の立場は、生物個体の生存に関する欲求、利害関心、選好といったものを重視し、生物すべてを道徳的配慮の対象とするところから出発する。生物の中で、たまたま道徳的判断をおこなうことができる性質をもった者のみが道徳的判断の主体となる責任を負うことになる。更にもうひとつ、パーソン中心主義的生命倫理と異なる点として、生命中心主義的生命倫理が持つ伸縮自在性が挙げられた。

これらの分析を踏まえ、最後に、本稿の本来の目的であった、人間中心主義的生命中心主義の具体的生命倫理問題への応用に取り組んだ。考察すべき問題は多岐にわたるが、今回は、動物、ヒト胚、胎児、判断能力喪失者、および判断能力保持者に関わる問題のうちいくつかを採用した。例えば、ヒト胚に関しては、胚のおかれる状況が *in vivo* か *in vitro* かによって区別した上で、不可侵の原則に依拠すると、前者の胚に侵害的な介入をおこなうことは正しくない行為であるとみなした。ただし、母胎の生命維持という基本的要求がかかっているような場合においてのみ、母親が受精卵を破棄する選択をおこなうことは防衛の原則により

正当化される。一方、in vitro なヒト胚は、母胎内にいる胚と異なり、それを子宮内に戻して着床を試みるという、産科医という専門職による専門的介入を経ない限り、ヒトに分化することができない存在である。したがって、生殖補助の目的で作成されて余ってしまったいわゆる「余剰胚」に関しては、不干渉の態度によって胚の生物としての能力を消滅させてしまうことも許容されると考えた。特に、それ自身で生命活動を存続させていく性質を失った細胞塊としてのヒト胚は、人間の基本的・非基本的要求をみたすための手段として実験に利用することが可能であるように思われる。

このように、生命倫理の問題を人間中心主義的生命中心主義の枠組みでとらえなおすことによって、従来の生命倫理理論が惹起していた生命間の対立構造を解消し、いくつかの問題に関しては望ましい対応を示すことが可能となった。生命倫理の境界領域については、旧来の答えと若干、あるいは大きく異なる見解を示すこともあった。また、成人の判断能力保持患者の場合に関しては、パーソン中心主義的生命倫理学が示す解釈と大差のないものとなったが、そこに至る思考過程は大きく異なるものとなった。いずれにせよ、動物同士の問題から判断能力保持者の問題に至るまで、すべてを一貫して人間中心主義的生命中心主義の観点から考察したことによって、人間中心主義的生命中心主義の基本的態度についての理解が得られたと考える。

以上の議論を通じて、人間中心主義的生命中心主義の枠組みを規定し、その理論を用いて実際の生命倫理の事例を検討する試みまでをおこなった。今後は、各方面からの指摘を受けてこの枠組みを洗練させていくと同時に、多様な具体的事例への適用を試みながらより理論を精緻に詰めていくことが肝要である。その際に、生物同士の基本的要求がぶつかり合った時の極限状況において、自己の防衛や他者への侵害を許容するという生命中心主義の一側面が、滑り坂を転げ落ちて他者を害することを広く正当化するような立場の根拠にまで転落してしまわないように、慎重に配慮したい。また、第 IV 章の議論の中では、一般の人間とは若干異なる立場としての医療専門職をたびたび登場させているが、人間中心主義的生命中心主義と専門職の倫理との関係は論じ切れておらず、この点も今後整理すべき課題であると考えられる。